

員会正・副委員長の意見交換会で中部4町村と、北部2町の枠組みで協議を進めていくことが確認。

・平成十四年八月一日

阿蘇中部4町村合併推進協議会設置。臨時会も含めこれまで十九回にわたる協議をかさねている。

・平成十五年九月十七日

規約改正により、阿蘇中部3町村合併推進協議会に改称。

・平成一十五年十月二十四日

第十八回推進協議会において、法定協議会を十一月十八日に設立するという確認。

・平成十五年十一月十七日

各町村議会において、法定協議会設置、規約、予算の議決。

・平成十五年十一月十八日

阿蘇中部3町村合併協議会の設置。

○阿蘇中部3町村合併協議会規約について

事務局から、規約に基づき役員、委員の選出を行ったことを報告しました。

協議事項

○協議第一号 阿蘇中部3町村合併協議会会議運営規程について

会議は原則公開とし、会議の進行についてはこれまで同様全会一致を

もって進めることを原則とすることを確認しました。

○協議第二号 阿蘇中部3町村合併協議会の運営に関する申し合わせ事項について

会議の開催日はこれまでどおり原則として、毎月第二火曜日の午後一時三十分からとすることを確認しました。

○協議第三号 阿蘇中部3町村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

任意協議会と同様の取扱いをすることを確認しました

○協議第四号 監査委員の選任について

監査委員の選任同意が行われ、任意協議会に引続き、一の宮町の山部謙一郎監査委員、波野村の堀昇監査委員を合併協議会の監査委員とすることが全会一致で承認されました。

○協議第五号 合併協議項目について

合併協議項目については、任意協議会と同様の四十五項目とし、任意協議会において確認された各協議事項については、法定協議会においても確認されたものとして取り扱うことと承認されました。

報告事項

○報告第一号 平成十五年度予算について

各町村議会において議決され、協議会の運営について予算の中で執行していくことを報告しました。

○報告第二号 阿蘇中部3町村合併協議会幹事会設置規程について

○報告第三号 阿蘇中部3町村合併協議会専門部会設置規程について

○報告第四号 阿蘇中部3町村合併協議会事務局規程について

○報告第五号 阿蘇中部3町村合併協議会の傍聴に関する規程について

○報告第六号 阿蘇中部3町村合併協議会会議録等閲覧規程について

○報告第七号 阿蘇中部3町村合併協議会財務規程について

報告第二号から第七号については、協議会規約等で会長が別に定めることとしているものです。具体的な内容については、任意協議会と同様の取扱いとしております。

提案事項

①新市建設計画について

新市建設計画の素案を提示し、今後この素案により県との事前協議を進めていく事を確認しました。

②小委員会の設置について

第十八回任意協議会において「新市の事務所設置及び議会議員の選挙区定数等に関する小委員会」から報告・確認された庁舎等の新築・改築・改修等を行うにあたり、具体的な調査・審議を行うため、法的協議会において「庁舎建設等委員会」を設置することを確認しました。

なお、委員会の委員には、任意協議会における小委員会委員を引続きお願いすることで承認されました。

